

ふくい消費生活

見知らぬ電話番号から不審な電話 かかってきませんか!?

県の消費生活センターに「非通知や見知らぬ電話番号から電話がかかってきた」との相談が増えてきています。その多くは、自動音声ガイダンスで「2時間後に電話がつかえなくなります」などといった内容です。

知らない番号からの電話には出ないことが大切です。



「気をつけよう! 見守ろう! ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→



目次

- こんな「点検商法」に要注意! 2
- こんな「もうけ話」(利殖商法)に要注意! 3
- 冬場は要注意(高齢者事故ヒートショック・溺れる) 4
- 商品テスト/携帯トイレについて調べました 5
- 啓発活動の紹介 6
- ふくいエシカルやってみようキャンペーン/多重債務者無料相談会 7
- 専門家による消費生活相談会/消費生活センターのご案内/アンケートのお願い 8

こんな点検商法に要注意!

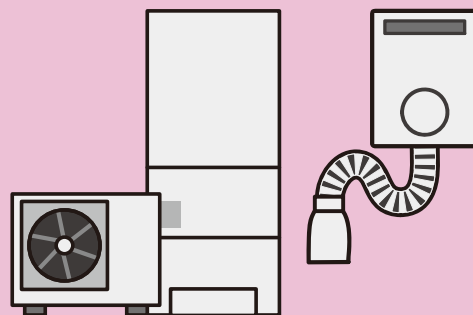
太陽光発電システムの点検商法が急増中!

突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者に「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているので、今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま約40万円の契約をした。ネットで調べた娘から、だまされているので解約をするように言われた。事業者の説明が虚偽なら解約したい。



給湯器の点検商法

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。高額だし不審なのでこの契約をやめたい。



アドバイス

- 事業者から「点検が義務化された」などと言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。
- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- 点検させたとしてもその場では契約せず、複数社から見積もりを取り検討しましょう。
- クーリング・オフ等ができる場合もあります。
- 不安や不明な点があれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

他にもこんな点検商法があります!

- ・「瓦がずれている」「雨漏りの危険がある」などと不安を煽る屋根の点検
- ・「近所を点検して回っている」といって訪れる分電盤の点検

こんなもうけ話(利殖商法)に要注意!

マッチングアプリを利用した投資話

マッチングアプリで知り合った女性から「2人の将来のために」と投資をするように勧誘され、指示通り投資したら利益が出た。出金しようとしたが手数料など次々に費用を請求された。結局、出金ができないまま相手と連絡が取れなくなった。



仮想通貨を利用した投資話

業者から「今、100万円分の仮想通貨を買えば2~3年後には2倍になる」と言われて、その話を信じてしまい購入することにした。最近、連絡先として教えられた電話番号にかけてもつながらなくなってしまった。



副業を利用した「もうけ話」

- 「簡単な作業をするだけでだれでも毎日数万を稼ぐことができる」などと勧誘され、副業マニュアルの購入とサポート契約をしたが全然儲からなかった。
- 副業を探していたところ「話を聞くだけで100万円あげる」というサイトがあり無料会員登録した。「報酬を受け取るためには有料会員登録が必要」など次々と金銭を請求され、報酬は支払われなかった。



本当にもうかる話は、他人には教えません!

★投資やもうけ話を聞いたら、まず疑いましょう!

「必ず」「確実」「間違いない」はウソ

そんなもうけ話ありません。

「高利回り」は怪しい



★副業や稼ぎ話の勧誘にも注意しましょう!

「楽しんで」「簡単」はウソ

勧誘している人の方に、楽しんで簡単にお金が行ってしまいます。

「サポート」「コーチ」は怪しい



冬場は要注意(高齢者事故ヒートショック・溺れる)

○「不慮の溺死及び溺水」(冬場に入浴中の溺水事故が多く発生)

これは、寒暖差によって、血圧が急激に上昇・下降することによる健康被害、『ヒートショック』が関わっているものと考えられます。



- ヒートショックが発生すると、意識喪失や脳梗塞、心筋梗塞などが発生しやすくなり、死亡に至ることもあります。
- 特に、浴室内での発生は、溺水に繋がる可能性があるため注意が必要です。

暖かいところ

寒いところ

居間など

寒暖差

脱衣所・浴室
洗面所・トイレ
など

屋内

寒暖差

屋外

入浴時の血圧の変化

室内	脱衣所	浴室	浴槽内
血圧安定	血管が縮んで血圧上昇	血圧がさらに上昇	血管が広がり血圧低下

脱衣所	あがる ↑
浴室	もっとあがる ↑
浴槽に入るとき	入った直後 : あがる ↑ しばらくすると : さがる ↓
浴槽からあがるとき	さがる ↓
脱衣所	あがる ↑

起こしやすい人とは!

- 高齢者(65歳以上)の方
- 生活習慣病(高血圧・脂質異常症・糖尿病)の薬を飲まれている方



出典: 政府広報オンライン

もしもの時の応急処置

- ① 安全確保: まずはご自身の安全を確保し、救助に向かいましょう。
- ② 救出: 速やかに浴槽から引き上げ、平らな場所に寝かせます。
- ③ 呼吸確認: 呼吸をしているか確認します。呼吸がない場合は、直ちに心臓マッサージと人工呼吸を開始します。
- ④ 救急連絡: 救急車を呼び、指示に従ってください。可能な限り、AED(自動体外式除細動器)を使用しましょう。

出典:「冬季に多発する高齢者の入浴中の事故に御注意ください」(消費者庁)をもとに作成

福井県消費生活センター 商品テスト業務のご紹介

県消費生活センターでは、

- 苦情品の原因究明のためのテスト
- 市販品の価格や表示、品質等を調査し、その結果を消費者に情報提供する「試買テスト」
- テスト機器を活用した“実習”と、消費トラブルについての知識を学ぶ“ミニ講義”を組合せた「実習型の消費者講座」
- 団体等への簡易テスト機器の貸出し を行っています。

商品に関する苦情・相談や、講座の申込み、機器の貸出しについて、
お気軽にお問合せください。

携帯トイレについて調べました

凝固剤をセット内容に含む「携帯トイレ」について、7銘柄を比較しました。

※携帯トイレ

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月、内閣府)」では、「災害用トイレ(災害時に使用することを目的とするトイレ)」のうち、**携帯トイレの概要・特徴について「既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる」と記載**されています。



テスト結果

- 携帯トイレの表示に関する法令上の規程は無く、業界団体による基準等も無いため、銘柄ごとに表示内容・表示方法が異なっていました。
- 1セットあたりの単価は99～176円で、約1.8倍の価格差がありましたが、袋の厚み、凝固剤の内容量、使用評価結果などとの関連性はいずれも見出せませんでした。
- モニターによる使用評価では、凝固剤の個包装の袋が手で破れにくい銘柄などで、「取付け・取外しのしやすさ」についての評価が低い傾向でした。なお、「臭いの漏れ」については、6銘柄で「よい(3日後でも臭いがしない)」という評価が過半数を占めていました。

消費者へのアドバイス

- **銘柄ごとに表示内容・表示方法が異なる**ため、商品選択時に、セット内容(袋や凝固剤の数量)、使用方法、注意事項などをよく確認することが重要です。
- いざという時に冷静に対応できるようになるためにも、**携帯トイレに限らず、防災用品を購入したら、実際に使用・体験**してみましょう。

詳しくはホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

県消費生活センター
「令和6年度試買テストの結果がまとまりました」



内閣府
「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」



啓発活動の紹介

(株)セブン-イレブンジャパンと連携した特殊詐欺被害未然阻止訓練

福井県と包括連携協定を結んでいる(株)セブン-イレブンジャパンと連携し、コンビニ店舗での特殊詐欺被害未然阻止訓練を実施しました。今回の訓練では、2つの訓練を実施しました。

1つ目は、高額な電子マネーカード(POSAカード)を購入しようとする客に、レジで使用目的などについてお聞きして詐欺被害を防止するという内容でした。2つ目は、電話で指示されながらATMで現金で振り込もうとする客に従業員が声を掛け、詐欺被害を防止するという内容でした。

訓練には、セブン-イレブンの店長・店員だけでなく、福井市コンビニエンス防犯協会のご協力のもと、ローソンやファミリーマートからも参加。とても有意義な訓練となりました。



高齢者の消費者被害未然防止キャンペーン街頭啓発

高齢者が当事者となる消費者トラブルが多数発生している中、9月に嶺北では「喜ね舎」「トレタス」、嶺南では「小浜ショッピングセンター」にて、街頭啓発を実施しました。



シニア応援文化祭

9月23日に実施されたシニア応援文化祭(会場:みくに未来ホール)にて、消費生活トラブル出張相談会やパネル展を実施しました。



開催期間
令和7年
10月1日(水)
↓
令和8年
1月31日(土)

ふくいエシカルやってみようキャンペーン

公式インスタグラムをフォローして、アンケートに回答した方の中から抽選で、30名に福井県産品が選べるカタログギフト(3,000円相当)をプレゼント!

参加方法

- 公式インスタグラム (@ethical_fukui) をフォローする。
※フォローしていない方は抽選対象外となります。
- アカウントプロフィール内に設置してあるリンクからアンケート回答

Instagramの
フォローは
こちらから▼

詳細は
こちらから▼



抽選率アップ
アクション!

「#ふくいエシカル」のハッシュタグをつけて、
日常のエシカル消費の写真をInstagramに投稿!

▶投稿で当選確率が2倍!!

多重債務者 無料相談会

適切な手続きをとれば、多重債務は解決できます。
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。弁護士または司法書士が
法律相談に応じます。(事前にお電話で予約をお願いします。)
※秘密は厳守しますので安心してご相談ください。相談は無料です。

無料相談会
以外の日
消費生活相談員が
お話を伺います。

県領北会場	日時	11月29日(土) 10:00~12:00、14:00~16:00	大野市会場	日時	11月26日(水) 18:00~20:00
	場所	福井県消費生活センター (福井市手寄1丁目4-1 AOSSA7階)		場所	大野市役所 1階 第1会議室 (大野市天神町1-1)
	予約受付	福井県消費生活センター ☎0776-22-1102		予約受付	大野市消費生活センター ☎0779-64-4831
県領南会場	日時	11月2日(日) 10:00~12:00、13:00~15:00	勝山市会場	日時	11月12日(水) 14:00~16:00
	場所	福井県嶺南消費生活センター (小浜市小浜白鬚112 白鬚業務棟3階)		場所	勝山市市民会館 3階 第4会議室 (勝山市元町1丁目5-16)
	予約受付	福井県嶺南消費生活センター ☎0770-52-7830		予約受付	勝山市消費者センター ☎0779-88-8103
福井市会場	日時	11月17日(月) 13:30~15:30	鯖江市会場	日時	11月12日(水) 14:00~16:00
	場所	福井市消費者センター (福井市田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ1階)		場所	鯖江市役所 5階 会議室 (鯖江市西山町13-1)
	予約受付	福井市消費者センター ☎0776-20-5588		予約受付	鯖江市消費生活センター ☎0778-53-2204
敦賀市会場	日時	11月13日(木) 14:00~16:00	あわら市会場	日時	11月28日(金) 14:00~16:00
	場所	敦賀市役所 (敦賀市中央町2丁目1-1)		場所	あわら市役所 1階 会議室 (あわら市市姫3丁目1-1)
	予約受付	敦賀市消費生活センター ☎0770-22-8115		予約受付	あわら市消費者センター ☎0776-73-8017
小浜市会場	日時	11月26日(水) 14:00~16:00	越前市会場	日時	11月13日(木) 14:00~16:00
	場所	小浜市役所 1階 101会議室 (小浜市大手町6-3)		場所	越前市消費者センター 相談室 (越前市府中1丁目11-2 アルプラザ武生4階)
	予約受付	小浜市消費生活相談室 ☎0770-53-1140		予約受付	越前市消費者センター ☎0778-22-3773
			坂井市会場	日時	11月8日(土) 10:00~12:00
				場所	坂井地域交流センター いねす 「坂井市消費者フェスタ」会場内 (坂井市坂井町蔵垣内34-14-1)
				予約受付	坂井市消費者センター ☎0776-50-3029

主催: 県 福井弁護士会 福井県司法書士会 / 開催市

消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

令和7年11月～令和8年1月の開設日

開設時間/14:00～16:00

分野	11月		12月		令和8年1月	
福井 弁護士会 (法律)	4日(火)	県消費生活センター	2日(火)	県消費生活センター	13日(火)	県消費生活センター
	13日(木)	県嶺南消費生活センター	11日(木)	敦賀市消費者センター (0770-22-8155)	15日(木)	県嶺南消費生活センター
司法書士 (法律)	27日(木)	県嶺南消費生活センター	25日(木)	県嶺南消費生活センター	22日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に
ご相談下さい



消費生活のご相談は…

土日も相談を受け付けています

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間/9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館) ※嶺南消費生活センターは第3日曜日も休館

ホームページ

フェイスブック

LINE

Instagram

メール相談受付

🔍 福井県 消費生活



消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

情報誌に関するアンケートを実施しています



- ① スマートフォンでカメラを起動します。
- ② カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- ③ 表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

◀◀◀◀ アンケートはこちらから ぜひ、ご意見をよろしくお願いいたします。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎ 0776-20-0287 FAX 0776-20-0633



安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

@AnshinFukui

発行日/令和7年11月